

令和4年7月12日

課外活動団体所属学生 各位

課外活動における感染対策の徹底について（会食の禁止、部室利用上の注意）

学生支援部長 宮本 俊澄

新型コロナウイルス感染症については、報道にもあるように亜種（BA.5）の流行により感染者が再び急増、専門家によれば「第7波」に入ったといわれています。

亜種（BA.5）は従来型（BA.2）に比べて感染力が強く、大学への感染事例でも、食事を共にして感染したケースが多く報告されています。

ついては、課外活動においても改めて感染対策を徹底いただくようお願いいたします。詳細は、「令和4年4月11日（月）以降の課外活動の件」（令和4年4月7日 Teams 配信）および「部室の利用について」（令和4年4月7日 Teams 配信）を確認し対応いただきたいですが、以下の事項については特に厳守いただきたいため、改めて掲出します。

（活動における禁止事項）

- ① マスクを外した状態での会話、及び、活動前後を含め食事を共にすることは禁止。
- ② 飲食を伴う会合は禁止。
- ③ 練習中のマスクを外しての活動は、口話による指導を含め原則禁止。ただし、活動上マスクを外す必要がある団体は事前に届出を行い、許可を得ること。
- ④ 感染対策が十分でないと判明した団体は、活動を停止とする。

（部室利用における遵守事項）

- ① 部室の定員を超えて部室に滞在する事は禁止。
  - ② 活動中は、部室のドアおよび窓は開放すること。
  - ③ 部室内での食事は禁止。
- ※以上の遵守事項を守っているか確認するため、定期的に巡回をする事がある。  
万が一違反があると認められた場合は、活動を停止とする。

※学生役員は、以上の内容を団体所属学生全員に必ず周知して、団体内で共通理解を図ってください。

以上